

・・・文章中のこのマーク  をクリックして詳しい情報をどうぞ・・・

<労務>

令和4年1月1日から雇用保険法改正により 

複数の事業所に勤務している **65歳以上**の労働者への**特例制度**



雇用保険マルチジョブホルダー制度が新設されます

※内容のご質問等については、TEL 0258-35-2821 担当 高野・堀井 まで

※配信中止等のお問い合わせは、ホームページ <https://www.3d-m.jp/contact/others/>

開催セミナーのご案内

各種相談受け付けております。

“ワンストップ相談会”毎週金曜日 TEL 0258-36-2685 (要事前予約)

個人に関すること、経営に関することを各専門家がワンストップでご相談に応じます。